

大阪府環境審議会生活環境保全等施策検討部会運営要領（案）

第1 趣 旨

大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、大阪府における生活環境の保全等に関する施策の見直しについて検討を行うため、大阪府環境審議会に生活環境保全等施策検討部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 組 織

(1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

- ① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 3人以内
- ② 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干人

(2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第6条第4項の規定により会長が指名する。

(3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会 議

部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

第4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成24年 月 日から施行する。